

議案第 1 3 号

白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、会計年度任用職員の令和 3 年 1 2 月に支給する期末手当の特例を定め、その他所要の整備をするため、条例の一部を改正するものです。

白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、若しくは失職し」を削る。

附則に次の1項を加える。

（令和3年12月に支給する期末手当に関する特例）

10 令和3年12月に支給する期末手当について第16条第1項及び第21条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定を適用する場合については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。

別表第1医療職給料表（1）の項中「別表第1」を「別表第3」に改め、同表医療職給料表（2）の項中「別表第1」を「別表第4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号資料

○白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）新旧対照表

改正案	現行																																
(略)	(略)																																
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)	(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)																																
<p>第21条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(週の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1箇月あたりの平均額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第21条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(週の勤務時間が15時間30分未満の者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1箇月あたりの平均額」と読み替えるものとする。</p>																																
2・3 (略)	2・3 (略)																																
(略)	(略)																																
附 則	附 則																																
1～9 (略)	1～9 (略)																																
<u>(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例)</u>																																	
<p><u>10 令和3年12月に支給する期末手当について第16条第1項及び第21条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定を適用する場合については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。</u></p>	(新設)																																
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																																
給料表	給料表																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">給料表の種類</th> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 55%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表(1)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(1)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第3の医療職給料表(1)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第4の医療職給料表(2)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	給料表の種類	職務の級	号給	給料月額	行政職給料表(1)	(略)	(略)	(略)	医療職給料表(1)	(略)	(略)	左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第3の医療職給料表(1)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額	医療職給料表(2)	(略)	(略)	左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第4の医療職給料表(2)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">給料表の種類</th> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 55%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(1)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1の医療職給料表(1)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(2)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1の医療職給料表(2)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	給料表の種類	職務の級	号給	給料月額	(略)	(略)	(略)	(略)	医療職給料表(1)	(略)	(略)	左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1の医療職給料表(1)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額	医療職給料表(2)	(略)	(略)	左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1の医療職給料表(2)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
給料表の種類	職務の級	号給	給料月額																														
行政職給料表(1)	(略)	(略)	(略)																														
医療職給料表(1)	(略)	(略)	左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第3の医療職給料表(1)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額																														
医療職給料表(2)	(略)	(略)	左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第4の医療職給料表(2)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額																														
給料表の種類	職務の級	号給	給料月額																														
(略)	(略)	(略)	(略)																														
医療職給料表(1)	(略)	(略)	左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1の医療職給料表(1)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額																														
医療職給料表(2)	(略)	(略)	左欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1の医療職給料表(2)におけるそれぞれ同数の号給の対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額																														
(略)	(略)																																